

平成28年度第1回
奥州市総合計画審議会議事録

平成28年5月13日招集

奥州市総務企画部政策企画課

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成28年5月13日（金）午後2時00分
- (2) 場所 江刺総合支所 多目的ホール

2 協議事項

- (1) 平成27年度の施策評価について
- (2) 次期総合計画に対する提言について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 40名

内訳 1号委員 10名

2号委員 20名

3号委員 5名

4号委員 5名

- (2) 出席委員数 21名

1号委員 瀬川 巖（総合計画審議会会長）

廣野 雅喜 小原 清子 千田 和子 小原 里司 菊地 清子

2号委員 菅原 新治 後藤 元夫 渡邊 幸貫 昆野 宏彦 長野 耕定

菊池 典郎 中井 慶 藤波 洋香 渡部 千春

3号委員 阿部 靖彦 齋藤 隆治 吉田 裕悦

4号委員 岩崎 正雄 千田 勝巳 小野寺 優

- (3) 欠席委員数 19名

1号委員 有原 文子 三浦 清司 小野寺 敏光 黒沢 公男

2号委員 菅原 繁夫 今春 昌一 及川 正和 菊池 達哉 鈴木 公男

和賀 美香 油井 明 千田 將智 佐藤 幸枝 菅原 恵子

今野 誠

3号委員 三浦 純 内田 新一

4号委員 浪越 和彦 佐藤 久子

午後 2 時 05 分開会

1 <開 会>

(佐藤総務企画部長)

それでは、ただいまから平成28年度第1回奥州市総合計画審議会を開会いたします。はじめに、奥州市長小沢昌記よりご挨拶申し上げます。

2 <市長挨拶>

(小沢市長)

改めてみなさんこんにちは。大変お忙しい時間帯、あるいはお忙しいことと拝察申し上げます。このようにお集まりいただき心から感謝申し上げます。本来であればもう少し早い時期に開催をしながら平成26年度の事業の進捗及び評価、内部評価を皆様にお示しし、そしてご意見を頂戴すべく準備をしていかなければならないところではございましたが、諸般の事情から本日になりましたこと、この場からではございますがお詫び申し上げます。

本日は、報告事項として、平成26年度の事務事業評価をご説明させていただき、その後協議事項としまして、施策評価についてご協議を申し上げたいと考えております。この施策評価は、市総合計画の大綱及び基本施策ごとに内部評価をしたもので、昨年皆様からのご意見のございました「ひとつひとつの事業を評価する、ということではなく、全体を評価すべき」との趣旨を踏まえお示ししようとするものでございます。

さて本年度平成28年度は、総合計画策定の年であります。本日協議事項としております施策評価をもとに、委員皆様方から様々なご意見を頂戴し、総合計画策定につなげていきたいと考えているところでございます。皆様のご意見を総合計画に反映することは、市政運営に市民が参画することとなり、協働のまちづくりの根幹をなすものと考えているところでございます。

限られた時間ではございますけれども、委員皆様のお知恵と、充実したご審議・ご意見を頂戴できますことをお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日は皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤総務企画部長)

案件に入る前にお詫びでございます。本日の審議会でございますが、昨年3月以来の開催となりました。昨年度は例年の事務事業評価に加え、本日お示しする施策評価も行いました。加えて、皆様には直接的には関係ない部分でございますが、総合戦略の策定も致しております。そのような状況でございますが、年度末の3月に時間のない中開催するよりも、資料のボリュームも多いこともありまして、皆様に事前に資料を見ていただく時間を十分に取ったほうが良いと判断しまして、新年度になってから任期満了直前の開催となっていました。ただ、おかげさまで皆様から事前に意見を頂くこともできました。この4月の人事異動で多くの部長が変わったこともあり、新たな気持ちで進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は報告案件が1件、協議案件が2件ございます。本日の会議の目的は、市が行った評価内容が適切かどうか、確認をしていただき、審議会の意見を付していただくということ。次に次期総合計画について提言を頂き、計画策定の際の参考意見としたいということを目指しております。遅くとも、4時には終了したいと考えておりますし、本日の会議の内容については議事録を起こして市ホームページにて公表してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3の報告に入らせていただきます。ここからは、瀬川会長の議事進行でお願いいたします。

3 <報 告>

議事進行

(瀬川巖会長)

早速議事に入らせていただきます。本日は事務局より報告事項と協議事項が用意されております。スムーズな進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

では報告事項、平成27年度の行政評価結果（事務事業評価結果）について、事務局より説明を求めます。

（政策企画課長）

平成27年度の事務事業評価の結果についてですが、今回委員の皆様、事前に大量の資料をお送りさせていただき、委員の皆様にはご負担をおかけしたことと思いますがご容赦いただきたいと思います。では事前送付の資料1をご覧ください。資料の訂正がございまして16頁、管理番号16055の事業について担当部は「教育委員会」ではなく「協働まちづくり部」、同じく事業内容について「別紙のとおり」ではなく「公園施設の修繕」となります。また同じページ2つ下の、管理番号16058の事業内容について「別紙のとおり」ではなく「体育施設の修繕」となります。

資料1の1ページですが、今回ご覧いただく昨年度の事務事業評価結果、これを平成28年度予算に反映させております。715事業を対象に、担当部長が1次評価を、総務企画部長が2次評価を行っており、すべての結果については市長・副市長が全て目を通しており、平成28年度予算につながっております。

評価結果については、2次評価で十分な成果が発揮されているとされるA1・A2評価が全体の61%あまりの441事業、ある程度成果が発揮されていると認められるB1評価まで含めると84%あまりの602事業となります。反面、一部見直しが必要とみられるB2評価や、大幅な見直し・廃止検討が必要なC1・C2評価については15.7%、これらについては一部事業内容変更・廃止をしながら実施しているものもあります。2ページには総合計画の大綱・基本施策ごとの事業評価の内訳が記載されております。右側の総合的評価については、次にご協議いただく施策評価の内容です。全体的にみてA評価が多いのは学校教育や医療環境、子育て環境、農林業振興、水道・下水道・道路整備の分野ですし、C評価が多いのは観光の振興の分野、この内容はスキー場や温泉施設の運営部分が多く、市で民間委譲への取り組みを進める必要があるということで、現状C評価ということ。事業が多数ございますので、本日はあくまで総体的にご説明させていただくということで、事務事業評価の結果について、このとおり報告させていただきます。

（瀬川巖会長）

報告事項ということで、先に説明にあったとおり次の施策評価に係る事業内容ですので、この報告事項に関してのご質問・ご意見については次の協議の部で受け付けさせていただきたく、報告事項についてはこのとおりとし、皆さんのご了承をいただければ、次の項目でいただきたく思いますが、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

4 <協議>

（1）平成27年度の施策評価について

（瀬川巖会長）

協議の、平成27年度の施策評価について、大綱ごとに順をおって事務局から説明をお願いします。それでは大綱Iについて。

（政策企画課長）

それでは施策評価についてご説明させていただきます。ここでの今日の目的は、市が行った評価の内容を、基本施策ごとにご確認いただき、その評価に対しご意見があれば、総合計画審議会意見として付していただければと思います。事前送付の資料2をご覧ください。表紙に6つの施策の大綱と、基本施策ごとの体系図があり、基本施策ごとに評価意見をいただくものです。具体的には資料2ページ以降となり、評価内容として市の総合的評価が記載されています。これが市としての評価となりますが、これに対して総合計画審議会のご意見をいただくことが本日の大きな目的となります。

これをこの資料で一つずつ審議意見いただくのは大変ですので、事前に委員の皆様からいただいた意見を参

考として、総合計画審議会の意見（案）を作成し、その案や意見・回答を本日配布のA3版の資料にまとめております。こちらは大綱ごとに1ページずつまとめておりますので、特に右側の総合計画審議会の意見（案）、これを審議会意見としてよろしいか、追加するものがあるかご審議いただければと思います。

では1ページ目の大綱Ⅰ「みんなで創る自立したまちづくり ～協働社会の形成～」ここには2つの施策がございます。①として「愛着はぐくむまちづくりの推進」、市の総合的評価は「奥州市としての一体感を醸成するためにも、市民憲章を普及させ、まちづくり運動を推進していくことが必要だが、まだ、市全体に波及しているとは言い難い。まちづくり推進団体の組織体制の再構築も含めて、一層の周知徹底に努める必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「何故に、水沢区以外の団体に働きかけていないのか。合併して10年にもなるのに。」「総合的評価と同感である。協議会水沢支部だけでは一体感の醸成には繋がらない。若者へのPRも必要。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「平成24年度に、市と地区振興会等を加入団体とする奥州市民憲章推進協議会を発足させ、かつ毎年、各区持ち回りで市民憲章推進大会を開催しております。また、市民憲章の普及啓発を図るため各種会議での唱和等に努めているほか、市民憲章の精神をもととして総合計画等を策定し各種事業を推進しているところです。しかし、市民憲章の普及とまちづくり運動はさらに推進する必要があると認識しておりますので、若者への周知を含めて一層努力して参ります。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「市民憲章の普及に全市を挙げて取り組むこと。特に若者へのPRを工夫すること。」と事務局で調整しております。

次の施策、②として「市民参画・協働の地域社会の創出」、市の総合的評価は「協働のまちづくりの理念については、徐々に理解が得られてきたが、まだ、具体的な成果が表れていない。引き続き、理解の促進に努めるとともに、振興会、地域団体の思いを具体化できるよう、最後まで支援していく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「地区センター運営ノウハウの集積と他センターへの横展開推進を、市が中心となって（主導性をもって）全体のレベル向上を図る。」「地区振興会を中心に事業を加速したいとあるが、町内会等に負担が大きくなっている。だから若者は参加しない。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「平成28年度から、地域支援室に4人の“地域支援員”を配置し、地区センターの円滑な運営や地区振興会活動の支援などを行っております。今後は、市内の地区センター運営及び地域づくり事例のほか、他市の先進事例などを情報収集して地域に紹介するなど、市全体の地域づくりを支援します。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案としてまとめるとすれば「市が中心となって、地区センター支援を行うことで、地区センターを中心とした自立した地域社会の実現を目指すこと。」とまとめさせていただいております。

皆様には、特にこの総合計画審議会意見案について、ご意見を頂ければと思います。これを総合計画審議会意見としてよろしいか、もしくは少し追加した方がいいというご意見があれば、ご協議いただきたいと思います。大綱Ⅰについては以上ですので、ご審議よろしくお願いたします。なお、質疑の際は会場の都合上、失礼を承知で会場のテーブルの間の中を、移動させていただきます。

（瀬川巖会長）

ただいま担当課長から説明ありましたが、施策評価について、6つある大綱をひとつひとつご協議いただき、ご意見を頂戴したいとのことです。したがって大綱Ⅰのみんなで創る自立したまちづくりに関し、基本施策の2つの項目について、当局の総合的評価や事前意見とそれに対する回答、それを踏まえて当審議会としての意見案について集約されたものがA3版の資料の右端に示されたわけですが、そのことについては是非と、加除するものの有無について、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。特になければ大綱Ⅱに移らせていただければよろしいでしょうか。何かご意見あれば。

（廣野雅喜委員）

質問です。総合審議会の意見（案）について、①の、「愛着はぐくむまちづくりの推進」について、若者への

PRを工夫することとあるが、若者へのPRはずいぶん昔からどの会議でも出ているが、具体的にどうするか・こういう方法があるのでは、といった内部検討はされているのか。

(協働まちづくり部長)

市民憲章について、具体的に事業展開、たとえば花いっぱいコンクール等を実施していますが、そもそもの市民憲章の浸透が一番の目的と感じております。若者へのPRが不足していることは従来からご提言されておりますが、具体的にこのようにやっていけばいいといった議論は担当者レベルにとどまっており、具体的にアクションとして起こす段階までには至っていない。今日の会議冒頭でも市民憲章唱和いただきましたし、昨日の協働まちづくりアカデミー開講式でも10代から70代までの21名の受講者がありましたが、このように市民憲章唱和からスタートし、例えば事業所のほうにも、もっとこの市民憲章に愛着を持ってとらえていただくようなアクションなど、まだまだ議論しながら具体的に進めてまいりたい。

(瀬川巖会長)

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

(中井慶委員)

②の「市民参画・協働の地域社会の創出」について。市が中心となって地区センター支援を行うことについては、各地区が自立するまでの支援となるのか、恒久的に地域支援員を配置するのか質問します。

(協働まちづくり部長)

今年度から協働のまちづくりが第2ステージに入った。30地区センターのうち16地区センターが指定管理者制度を導入してスタートしたところで、4人の課長補佐級の地域支援員が配置されている。具体的にいつまで、というところは、はっきり決まっておりません。今年度スタートということで、地域支援員は毎日地区センターを回り組織体制の基盤づくり・指定管理のアドバイス等を実施しているところです。この5年間で30の全ての地区センターに指定管理者制度を導入する予定で進めていますが、この5年間の進捗状況によって、地域支援員のサポートがどのへんまで必要か見えてくるものと思います。状況を見ながら判断してまいりたいと思います。

(中井慶委員)

わかりましたが、文言として意見案にその辺を付け加える必要はないでしょうか。

(協働まちづくり部長)

先ほどの答弁内容をわかりやすい表現で付け加えたほうがよろしければ、付け加えさせていただきたい。

(瀬川巖会長)

よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

(齋藤隆治委員)

①の「愛着はぐくむまちづくりの推進」について、次の年度に係る意見なのかもしれませんが、指標について、市民憲章推進組織の加入団体数だけでいいのか、どういう指標で取るか。たとえばいろんなイベントにおけるアンケートとか、市民憲章朗読した回数はどういう団体で何回くらいあったとか、その年度の比較とか。加入団体数だけで、入っていればいいのか。評価指標のとらえ方について検討を要すると思います。

(瀬川巖会長)

今の意見、回答を求めますか。

(政策企画課長)

総合計画に関することですので、政策企画課から回答いたします。委員のおっしゃるとおり、この指標をもってその目的を果たしているかということについては計画を策定する際の大きな焦点になったことと思いますが、なかなかいい指標が出なかったことと思われまます。もしよければ、今回の総合計画審議会の意見のなかに「指標の設定について検討すること」という文言を付け加えさせていただいて、次期計画の際に練り直しさせていただくこととしたいと思います。

(瀬川巖会長)

齋藤委員よろしいでしょうか。それでは大綱Ⅰのご審議については以上とし、大綱Ⅱに移らせていただきたいと思います。事務局説明よろしく申し上げます。

(政策企画課長)

それでは2ページになります。大綱Ⅱ「未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～」ここには4つの施策がございます。

①として「たくましく生きる力をはぐくむ学校教育環境の充実」、市の総合的評価としましては「学校教育の充実については、子どもの成長段階における着実な施策展開により一定の成果がみられる。引き続き、自立して生きていくための人づくりを進めていく必要がある。ただし、不登校対策については、早期発見、早期解決を主とし、子どもの立場に寄り添っていくことが必要である。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「閉校になった(なる)校舎・土地の活用を早急に決めて有効利用を図ること」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「管理施設を減らすことを基本としつつ、検討してまいります」という回答をさせていただいております。また「将来的には複式学級の解消をめざした方がよい」「適正規模校にすることは大変重要である」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「奥州市内に在住する未就学児童の数は減少の傾向にあり、また親世代の市街地移住指向も相まって、過疎化地域の学校に通学する児童の数は引き続き減少することが見込まれております。今後本市において、適正な学校規模を確保し教育環境を整備していくため、児童数の動向を念頭に慎重に検討を進めてまいります。」という回答をさせていただいております。また「災害時には避難所となり得る中学校の体育館の耐震化を更に進めてほしい」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「中学校体育館については、平成27年度に水沢中学校第2体育館の耐震補強工事が完了しております。また、江刺東中学校の体育館については、平成28年度に実施設計を行い、平成29年度の施工を予定しております。残る江刺第一中学校及び江刺南中学校につきましても、計画的に実施してまいります。」という回答をさせていただいております。これらのご意見を参考に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「適正規模校、複式学級の解消の検討を行うこと。中学校の体育館の耐震化を計画的に行うこと。」とまとめさせていただいております。

②として「生きがいあふれる生涯学習・文化活動の充実」、市の総合的評価としましては「奥州市では、人づくりこそがまちづくりであるという理念のもと、市民との連携により各種生涯学習事業を実施し、市民の生きがいづくりにつながっていることから、今後も継続する必要がある。図書館については、利用者が減少しており、原因を明らかにした上で、今後の図書館が目指す方向性を探る必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「文化会館は稼働日数も指標として活用されたい」「離婚率の上昇や核家族化の進展により、家庭の教育が低下しており、家庭教育の延長で学校教育の中でも対応していく。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「文化会館について、今後は市民の芸術文化活動振興を計る指標として、文化会館の稼働日数を組み込む事を検討します。」「家庭教育の推進では、現在、保育園保護者会、幼稚園PTAや小中学校PTA活動と連携を図りながら、学校教育等施設を学習の場とする「家庭教育講演会開催支援事業」に取り組んでいます。この事業は、親と子の育ちを応援する活動の支援や学習の機会の提供等により家庭の教育力向上を目指していることから今後も継続していきます。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「家庭の教育力が低下しており、学校教育等と連携して教育力の向上を目指すこと。」という形でまとめさせていただいております。

③として「次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用」、市の総合的評価としましては「魅力ある郷土づくり、人づくりのためには、地域を知ることが重要であり、今後も文化財の活用について積極的に検討していく必要がある。また、関係機関と連携し、世界文化遺産追加登録に向けた取り組みを引き続き推進する必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「三偉人記念館の統合に

着手すべきである」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「現在、公の施設の見直しにより、記念館運営審議会において記念館のあり方を検討中です。」という回答をさせていただいております。また「指定文化財の改善指摘数が減らない原因は何か？パトロールによる指摘だけでは改善されないのではないか」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「劣化による状態を注視すべきものなど早期改善が困難な指摘事項が多いためです。修繕が早期に必要なものについては、修繕補助金の交付も検討し保存を図ります。所有者変更届の不備については、所有者死亡によるものが殆どであり、パトロールによる提出指導が必要となっているものです。」という回答をさせていただいております。また「住民が理解するためにも、地域内PRが必要である。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「地域においては発掘時、現地説明会を開催しているほか、随時地区事業における講座等の講師を引き受け説明に努めております。また、市内遺跡発掘調査報告会、「奥州市の文化財」の発刊、奥州市のホームページ「Web博物館」の開設などにより市内外への周知を行っているところですが、引き続き文化財等に関する情報発信に努めてまいります。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「歴史遺産の住民理解に向け、地域内外でのPRなど、情報発信に努めること。」とまとめさせていただいております。

④として「潤い豊かなスポーツライフの推進」、市の総合的評価としましては「健康で充実した人生を送るためにも、より多くの市民がスポーツ習慣を身に着けることが重要であり、そのきっかけとして、気軽にスポーツに親しめる環境を整えていく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「年齢問わず、スポーツ運動する人とならない人の格差がある」「基本は優秀なスポーツ指導者を育成することが重要、かつ市民がスポーツを楽しむカリキュラムの作成等」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「競技水準の向上を図るため、指導者養成講習会を開催するなど、指導者養成に取り組んでいます。また、市民がスポーツに親しめるよう、スポーツ推進委員やスポーツリーダーの情報提供、体育施設や用具の貸し出し等の環境を整えています。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「スポーツ指導者の養成や、市民がスポーツ活動に親しめるような環境整備に努めること。」と案をまとめさせていただいております。以上でございます。

（瀬川巖会長）

大綱Ⅱに係る4つの基本施策に対し、当局の総合的評価や事前意見とそれに対する回答、それを踏まえて当審議会としての意見案について集約されたものがA3版の資料の右に示されていますが、このことについてご意見をいただければと思います。

（藤波洋香委員）

③の「次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用」についてです。指定文化財の改善についての質問について私が質問したのですが、指摘するだけでは個人所有の文化財に、保管状態が悪いですとか修理してくださいとか個人に言われても、素人なのでどうしていいのかわからない。もっと具体的に文化財、市の指定文化財として大事にしたいのであれば、補助金出すとか、このような方法で、といった市の文化財のプロからアドバイスをもらえれば個人は助かると思います。本当に大事なのであれば、素人の所有者でも努力して対応できる体制があるとありがたいと思います。

（教育部長）

文化財パトロールについては、有形文化財と無形文化財を隔年で対象を決めて状況調査を行っており、その際備品修繕に関する指導も行っていますが、文化財の修復には予算がかかるため、計画的に行っていきたいと考えています。

（瀬川巖会長）

藤波委員のご意見、ごもっともだと思います。今の部長のご回答で半分満足、半分不満足と思いますが、今日

の審議会を通じ話題となって、共通認識を持つことができたと思いますので、これをきっかけにより具体的な保存等について、ご懸念を払しょくできるきっかけに、今日をスタートとして文化財関係の保存その他の充実強化を図る、という認識をいただくこととして、次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(藤波洋香委員)

はい。

(瀬川巖会長)

その他ございませんでしょうか。

(小野寺優委員)

③の「次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用」についてです。意見案に歴史遺産の住民理解に向け、とありますが、歴史遺産の魅力は県外の人が指摘して初めて気づくこともあると思いますので、「地域内でのPR」を、「地域内外でのPR」としてはいかがでしょうか。

(政策企画課長)

審議会意見について、ご指摘のとおり変更させていただければと思います。

(岩崎正雄委員)

①の「たくましく生きる力をはぐくむ学校教育環境の充実」に関し、閉校になった(なる)校舎・土地の活用を早急に決めて有効利用を図ること、という意見を私が出しましたが、いろいろな事情で廃校になることについては置いておいて、廃校になったところの地区のことをいろいろ考えますと、回答の「管理施設を減らすことを基本としつつ、検討してまいります」ということはスタンスが違うんじゃないかと。将来といえども学校があって、地区の人がいて、廃校になった校舎とか土地をどういう風に活用するかということは、その地区の方の意見をよく汲み上げることが大事だし、世間では老人施設にしたり工場にしたり、全国各地にアイデアが出てますので、そういったことを本来なら廃校になる何年か前に議論をしなければいけないと思うが、当市の場合は廃校になってからどうでしょうか、ということが多いのではないかと。市の財産を有効活用しない期間が長くなるのではないかと。まずは地区の人々の貴重な場をどう活用するのか、という取組がなされているとは思いますが、実態はどうでしょうか。

(政策企画課長)

政策企画課の担当ですので、私から回答します。おっしゃるとおり、閉校の際の跡地利用については慎重に進めなければならないことはそのとおりです。例として、胆沢の中学校が今度閉校となる見込みですが、こちらの現在の取り組みについては、地元とお話をし、地元での活用について考えをいただいております、そのまともを受け市でどうするかということですが、胆沢の場合は特に地元で使用する予定がないという回答がほとんどであり、では市ではその施設を民間に売却するなり、何かを誘致するなり、そういった検討もしているところですが、校舎の耐用年数もあり、そのままでは活用できない状況が多いです。前沢の小学校についても閉校しておりますが、小学校自体を使う場合において、小学生が使うなら問題ないものの、不特定多数が使用する場合は、消防法適用が厳しくなり、それを直すにはかなりの金額がかかるということになり、地元で使わない場合は民間に売却するか、市として何かの施設に使用するにしても公共施設の管理経費の問題もあり、これから管理についてどうするかということを積極的に話し合っていかなければならない状況です。それらを合わせて検討していくものと思います。

(岩崎正雄委員)

であれば、回答はもう少し実態の判るようにしてほしい。難しい問題なのは百も承知なので、そういった内容が回答欄にあってもいいのではないかと。

(瀬川巖会長)

担当課でそういった点、ご検討ください。

(渡邊幸貫委員)

①の「たくましく生きる力をはぐくむ学校教育環境の充実」のところで、どなたかが「将来的には複式学級の解消を目指した方がよい」とか「適正規模校にすることは大変重要である」とか「災害時には避難所となり得る中学校の体育館の耐震化を更に進めてほしい」とか質問されているが、それに対する回答に子供減少傾向とか、数字があるのでしょうか、江刺東中学校とか江刺南中学校とかの計画的な耐震化の施行計画が書いてますね。この学校は1学年何人くらいいるのでしょうか。そして中学校の場合ほどれくらい的人数が、小学校は複式学級がこれくらいだからこれくらい以下は少ないですね、とか市の方針、そして適正な規模校とはどういう数字なのか、基礎があるのでしょうかから、その辺をまず示しながらこれらの体育館の修理に行くんだと思いますけど、例えば県なんかの場合は高校再編に向かっては、30何人かのクラスが2つは必要とか、指針がありますよね。そして各学校がPTAとか卒業した人たちが騒いでいるわけですけども、まあ江刺の場合なんか、特に他の前沢や胆沢でやってきましたよね。これどうなんですか。

(教育長)

いわゆる複式学級、適正規模については、小学校が1年生10人以上なれば複式解消になりますけど、それ以外は16人以下で複式になります。現在、複式の学校が江刺区だけでなく胆沢区にも一つあります。また適正規模ということについては、文部科学省で出されていますが、小学校が6学級、1学年1学級となります。その部分が全てどの学校でもクリアしているかというところでもなく、非常に難しいところです。今の委員さんのご指摘については、学校再編についてのその部分の検討をこれから進めよう、というところでございます。

(渡邊幸貫委員)

文部科学省はその適正な人数に応じて、例えば小学校であれば英語教育を5・6年生から3・4年生に落としていきますよね。東京都とか神奈川県では小学校1年生から全部英語を教えていくわけですね。ところが岩手県では準2級以上の先生自体が1%にも満たるか満たないかと、先生いないという状況で、そういう中で、果たしてたくましく生きる力をはぐくむ学校教育ができるかということになれば、これはもう緊急にやっつかないと、やっつかないということになりますよね。今、小さい学校もありますからという教育長さんのご説明では、どうもわれわれが新聞で見ているものを達成できるのかな、と思いますけどいかがですか。

(教育長)

私たちとしても英語教育が入ってくるとか、そういう部分で学級の適正化ということで、今年度からその部分について検討委員会を立ち上げて、進めようということ考えているところです。

(渡邊幸貫委員) 私の期待は、ある程度統廃合は止む無しだと思うんですよね。それを思い切って言っていけばや、ということです。私は高校再編なんかは、ここはどんどん合併して、一つの岩谷堂高校になりました。やっぱり、前向きに取り組まざるを得ないものは市もやっていかないと、財政も大変です。このことも考えれば、教育環境もどんどん文部科学省の指針が出ている以上は、やっぱり出してそうしていかないと、体育館の耐震化だってどんどんただ今ある学校のやつを直していくということでは、ちょっとこれはやらないんだな、というふうに私は受け取るので、その辺は早急にお考えなされたほうがいいと思いますけど。

(瀬川巖会長)

ありがとうございます。今の渡邊委員さんのご提言・ご意見については次期の総合計画へのご意見として受け止めさせていただいて、改めて今日の協議事項の(2)のところで再度ご提言いただいても結構でございます。ただいまのお話だけをもってしても、次の計画策定の項目に組み込んで参るということでご理解をいただきたいと思っております。その他ございませんでしょうか。

(小原清子委員)

適正規模校に関する取組に関しては、渡邊委員さんのおっしゃったところが一番の基本になることだということは重々承知しておりますが、現実的な問題として、複式学級解消の検討を行うことになっておりますが、現に江刺にある小学校のなかで、複式学級がだいぶあるわけなんですけど、前沢では7校が統合して1つの大きな学校になって環境が整ったとなっておりますが、江刺の場合は米里1つとって2校あって両方複式なんです

が、面積的に前沢の7校全部を含めた面積と米里の面積が同じわけなんです。そのような広さの中に小さな小学校が2つありますが、さて小学生をどのように教育するかという時に、人数から言って適正規模校にするということになりますと、半分くらい統合しなければならない、というふうになると思うんですが、それでは小さい子どもを学校に通わせるのにはとっても困難ではないかな、と思います。複式学級の解消もそれは基本として認めますけども、今ある小規模校の子供たちの教育が、大きな学校の子供たちの学力に劣らないような教育体制を、市として考えていただけないものかと思います。たとえば英語教育でも、何校かまとまって週に1回集まって勉強するとか、いろいろな方法を検討して、そうでないと子供ある人たちは大きな学校のあるところにみんな引っ越して暮らしてください、っていうふうなことになるたら、本当に地域が崩壊してしまいますので、何とか地域の生活も維持できて、子供の教育もきちんとできるような方法がないか、ということぜひ考えていただきたいと思います。ここに書いてあることはそのとおりでいいですが、小規模校の教育環境の検討も適切に行っていくような方策を考えていただきたいと思います。

(教育長)

まさにそのとおりでありまして、統合の部分も考えなければならぬだろうということもありますし、面積が広いものですから。前沢の場合は7校の分を、朝7時前から出るスクールバスが8コースですが、こちらですとすごく面積も広いですから、1箇所ですべてやるのもなかなか難しい。いま教育委員会では、「とも学び」ということで、小さい学校の子供たちが一緒になって、体育なんかは人数が少ないと集団でゲームするといったこともできませんので、そういったことや、今のような勉強の仕方を取り組んではいま。なお複式解消のために、今複式に対し、全部の学校ではありませんが、講師をつけて複式解消のために、ふつう複式は3年・4年ですけど、その方がいることによって、単式になって授業できるように今取り組んでいるところでもあります。非常に難しい部分がありますが、委員さんのご意見について、教育委員会としても考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

(小原清子委員)

ぜひよろしくをお願いします。

(瀬川巖会長)

その他ございませんでしょうか。もしよければ、時間の関係もございまして、大綱Ⅲに移らせていただきたいと思えます。

(政策企画課長)

それでは3ページになります。大綱Ⅲ「未健康で安心して暮らせるまちづくり ～保健・医療・福祉の充実～」には6つの施策がございます。

①として「子育て環境の充実」、市の総合的評価は「各種検診の受診率は比較的高いが、相談体制が整備されているとは言いがたい。若い保護者の実態に応じた相談体制の構築が必要である。また、育児負担を軽減するため、施設や地域と連携した保育体制を充実していく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「待機児童数ゼロ化は喫緊の課題である。優先度は極めて高いものであるので速やかに解決する必要がある」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「待機児童の一番の原因は保育士不足であり、新規保育士の確保を行う一方で、現職の保育士の離職を減らすことが必要と考えております。保育士確保のために、これまで以上に公立と私立の連携を深め情報共有を図るとともに、県の社会福祉協議会などと連携し、潜在保育士の掘り起こしを進めてまいります。」という回答をさせていただきます。また「幼稚園、保育所、認定こども園などいろいろな施設があるが、定員の充足率はどうなっているのか。弾力的な運用によって待機児童を減らすことはできないのか」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「公立幼稚園の定員充足率は40%程度となっておりますが、その他の施設については、一部の保育所を除きほぼ100%の充足率となっております。定員に余裕のある保育所が数カ所

あるものの、保護者の入所希望施設と一致しないことから待機児童となる場合もあります。また、待機児童の大半が0～3歳未満のため、定員に余裕のある幼稚園を活用した待機児童の解消も難しい状況となっております。」という回答をさせていただいております。また「子どもが熱が出たときなど、病院に連れていってもらい、さらに保育されたい。父母が休暇を取らなければならず、負担の軽減と、少子化対策支援の為に!!大変なことだと思うが。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「当市で実施しているファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりや定期的な通院(耳鼻科・皮膚科等)についての支援は行っておりますが、発熱時の受診については行っておりません。発熱時の受診は、子どもの命に関わることもあることから、保護者による受診が望ましいと思われれます。市としては、保護者が休暇をとりやすいような職場環境の整備について企業に働きかけを行っていく等の支援を検討してまいります。」という回答をさせていただいております。頂いた意見等を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「待機児童の解決に向け、十分な検討を行うこと。保護者が休暇をとりやすいような職場環境の整備について、企業に働きかけを行うこと。」と案をまとめさせていただいております。

②として「健康づくりの推進」、市の総合的評価は「予防に対する意識向上が図られ、死亡割合等の低下が認められる。今後も、引き続き、検診受診率向上に努める必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「検診受診率の指標には職場での受診者を含めて分母は全市民とする。H26の数値はあまりにも低過ぎるのではないか」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「受診率を算出するための分母のとりえ方については、平成26年度から当市では国で示している推計対象者のとりえ方を活用し分母として算出しているため、平成25年度の受診率とを単純比較することはできませんが、各種がん検診についてはすべて平成25年度を上回っている状況です。また、今年度新たに事業所での検診実施状況調査を行いますので、その結果をふまえ今後の計画に生かしたいと考えております。」という回答をさせていただいております。また「ガンは早期発見で解決できるケースが多く、今後とも検診受診率向上に取り組むこと。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「がんは早期発見早期治療により治ると言われます。今年度は複数検診の同日検診、休日検診、レディース検診等、受けやすい検診体制の工夫、更には対象者の意識向上を図ることも課題なので、広報等を通じた普及啓発等受診率向上に向けて取り組みを強化して参ります。」という回答をさせていただいております。頂いた意見等を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「受診率の向上に向けた取組を行うこと。」と案をまとめさせていただいております。

③として「「安心長寿のまち おうしゅう」の推進」、市の総合的評価は「要介護者及び要支援者の非認定率は、比較的低いものの、高齢化が進む中で、介護予防の重要性は高まっている。早期から生きがいづくりや介護予防への参加を促し、できるだけ高齢者の方々が健康で自立した生活を維持できるような取組が必要である。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「「敬老思想」の普及というような精神論で介護問題が解決するとは思えない。近年、自宅介護を是とするような風潮があるようだが、在宅サービスが充実していないと介護離職や介護者の疲弊、共倒れなどの危険が増すのではないか」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「第6期介護保険計画の基本目標にも掲げているように、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築が重要である。「地域包括ケアシステム」は、保健・医療・介護・福祉の連携システムであり、また、施設ケアと在宅ケアの連携システムでもある。システム構築の取組を推進するため、平成28年4月に地域包括ケア推進室を設置し、「介護予防の推進」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」に重点的に取り組んでいく。」という回答をさせていただいております。また「介護施設従事者向上のための賃金の見直し指導が大切。国でも施策を講じているが、まだまだ不十分である。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「市内介護事業所の多くは、各種加算の活用により職員の処遇改善を図っている状況にある。市では実地指導や集団指導などを通じて必要な情報提供を行うとともに、機会をとらえ、介護職員の処遇改善について国に要望していく。」という回答をさせていただ

だいております。頂いた意見等を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「在宅サービスの充実や、介護施設従事者の処遇改善について、留意されたい。」と案をまとめさせていただいております。

④として「障がい福祉の推進」、市の総合的評価は「障がい者の自立した生活に向け、高い成果を達成している。引き続き、障がい者の福祉向上に向けて、他の事業主体と連携して取り組んでいく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「良い」というようなご意見を頂きました。これを基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「障がい者の自立した生活に向け、高い成果を達成している。引き続き、障がい者の福祉向上に向けて、他の事業主体と連携して取り組んでいく必要がある。」と案をまとめさせていただいております。

⑤として「みんなで支え合う地域福祉の推進」、市の総合的評価は「東日本大震災を契機に、地域住民の支え合いのネットワークは着実に広がっており、それが生活保護世帯等の社会的弱者支援に繋がるよう、支援体制を強化していく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「人材の育成が重要。すべてにおいて！！」「地域住民による支えあい助け合いは必要だが、地域の中で若者が減少し、共稼ぎ世帯が増えている現状では、支えている側が高齢化したり、要介護状態の家族を抱えているケースが多くなるので、早晚限界が来るのではないか。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「当市においても、少子高齢化、核家族化の傾向は顕著であり、さらには閉じこもりや貧困といった課題も明らかになってきています。このような中、希薄になっていた地域のつながりの大切さを再認識し、自助又は共助といった地域力をどのようにして公助（公的サービス）に結びつけるかが課題となっています。」という回答をさせていただいております。頂いた意見等を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「地域で支え合う、地域のつながりの大切さを再認識しながら、少子高齢化が進む中での支援体制について、検討すること。」と案をまとめさせていただいております。

⑥として「医療環境の充実」、市の総合的評価は「医師や看護師等の医療スタッフの確保、継続可能な財政基盤の確立、地域ニーズに沿った医療拠点の検討を早急に進め、市民が安心して医療を受けられる体制を早急に構築する必要がある。また、高齢化に伴い増大する医療費を削減するためには、予防医療の充実が不可欠であるが、成人肥満率は増加するなど、検診率の向上や、健康管理を含め一層の周知が必要である。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「個人病院を含めて、医療体制はできていると思う。問題は、個の健康への意識向上が大切。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「市民が健康に関心を持ち、予防意識をもって行動することは重要であると考えます。一方で、意識づけが浸透していない状況があるのも認識しているところです。個の意識向上については、各種検診、健康教育・相談、家庭訪問などの継続事業の一層の充実を図るとともに、広報による啓発や保健師の地区担当制を活かした地域での保健活動、公立病院など関係機関と連携した講座の実施など、各種事業展開を通じて取り組んで参ります。」という回答をさせていただいております。頂いた意見等を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「個人、個人が健康に関心を持ち、予防意識をもって行動するような取組を検討すること。」と案をまとめさせていただいております。以上でございます。

（瀬川巖会長）

ありがとうございました。ご意見・ご提言いかがでしょうか。

（中井慶委員）

④の「障がい福祉の推進」について、「良い」ということのようなんですが、具体的な施策を見ると、聴覚障がい者には行政として何らかの手立てをしているわけですけど、視覚障がい者に関して一切の言及がないですね。障害者自立支援法が変わりましたよね。障がい者は他の人と同じ情報を得る権利があるというふうになりましたよね。障害者差別禁止法というのもあって、行政が適切な手立てを施さなければいけないというふうにかわっているんですね。それを考えますと、このところはもうちょっと視覚障がい者に対しても、手立てを考える必要があると思うのですがいかがでしょうか。

（健康福祉部長）

聴覚障がい者は当然でございますし、視覚障がい者の方にも支援等を実際行っているわけですが、この4月から障がい者の方々の新しい法律も施行されたところですが、それらの普及活動について、さらに広報等通じて広くPRしみなさんに知ってもらうことは非常に重要だと考えております。そのような手立てを考えておりますし、また視覚障がい者との懇談等も含め、どういう支援が必要かというようなことも含め、今後の施策に反映してまいりたいと考えています。

（中井慶委員）

具体的に言いますと、予算措置についてなんですが、予算の背景がないとできないことも多々あるわけなんですけれども。広報活動だけでは実働になかなか結びつかないこともあります。現在視覚障がい者の方々のためのボランティア団体がありますけども、その活動費というのが、報償費とかそのような名目でしかなく、もうちょっときちんとした予算の手立てが必要なのではないかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

（健康福祉部長）

ご指摘のところ、更に検討してまいりたいと思います。

（瀬川巖会長）

ありがとうございました。その他ございませんか。特になければ、大綱IVに移らせていただきます。

（政策企画課長）

それでは4ページになります。大綱IV「未賑わいと豊かさのあるまちづくり ～農・商・工の産業活性～」。ここには4つの施策がございます。

①として「農林業の振興」、市の総合的評価は「奥州市の基幹産業である農業の振興を図るためには、従前の取組では飛躍的な改善は望むべくもない。国の動向は注視しながらも、市独自の農業施策を打ち出していく必要がある。併せて、奥州ブランドのPR、地域特色を活かした6次産業化の推進、グリーンツーリズムやワーキングホリデーなどの農業体験を拡充し、農業を他産業に結び付ける取り組みも必要である。また、豊富な森林資源を活かした林業の再生が必要不可欠である。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「市独自の農業施策は確立しているのか？農業と他産業を有機的に結びつけたビジョンも確立しているのか」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「施策については「農業振興地域整備計画」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「地域農業マスタープラン」で市の農業施策を示しており、他産業との連携においては、「6次産業化ビジョン」を策定しております。」という回答をさせていただいております。また「後継者不足が問題で、後継者がいれば、互いに努力して、成果が出る。すべてにおいて」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「後継者対策については、国の「青年就農給付金」を活用しながら、農業改良普及センター、農協等と連携し支援してまいります。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「市独自の農業施策や他産業との連携、後継者対策について、積極的に取り組むこと。」とまとめさせていただいております。

②として「商工業の振興」、市の総合的評価は「全国的な誘致合戦の中で、誘致を成功させるためには、補助金ありきの政策ではなく、企業にとって魅力ある地域を目指すことが重要である。そのためにも、育成すべき産業を選択し、集中投資することにより、経済波及効果を高めていくことが必要である。商工業等の中小企業については、意欲ある企業を支援していくことが必要である。商店街の空洞化についても、商店にこだわらず、魅力ある街並み空間を作っていくことが必要である。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「起業家を育成するための施策の具体化が急務である」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「産業競争力強化法に基づき平成27年度に策定した「奥州市創業支援計画」により、市内の商工団体、金融機関等と連携し、創業相談窓口を設置し対応しているほか、専門員に

よる伴走型支援や創業セミナー開催等、積極的に起業家育成・創業支援に取り組んでおります。」という回答をさせていただきます。また「後継者不足が問題で、後継者がいれば、互いに努力して、成果が出る。すべてにおいて」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「平成28年3月に策定した商店街活性化ビジョンを検討した際も課題として上げられており、後継者のやる気を育てる事業を推進していきたいと考えております。」という回答をさせていただきます。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「 起業家を育成するための施策の具体化が急務である。商工業の後継者対策に取り組むこと。」とまとめさせていただきます。

③として「観光の振興」、市の総合的評価は「首都圏等においては、奥州ブランドの知名度が高まっているとは言いがたい状況にある。しかしながら、他所と比較しても遜色ない資源は豊富にあり、いかに効果的に情報発信していくかが重要である。また、一過性の観光客を求めるのではなく、リピーターを増やす工夫が必要であり、そのためには、ストーリー性をもった観光戦略を組み立てていく必要がある。」という評価をしています。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「各支所に拠点があり、観光振興の力が分散され結果として、見えにくい。支所を廃止して、1か所で本格的に取り組む。」というご意見を頂きました。これに対する回答としては、「支所廃止は別途の検討が必要ですが、当面の間は、観光振興の力が分散することのないよう、より一層の連携に努めてまいります。」という回答をさせていただきます。また「温泉保養施設、スキー場管理運営等は市のやるべきことに馴染まないものである。二次評価Cのものは早急に検討し民営化または廃止すべきである」というご意見を頂きました。これに対する回答としては、「市営の温泉保養施設、スキー場等について、まずは民間移譲を目指し、受入先が見つからない場合は休止又は廃止する方向で検討してまいります。」という回答をさせていただきます。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「市営の施設の民間移譲の検討を進めること。」とまとめさせていただきます。

④として「人材育成と雇用環境の向上」、市の総合的評価は「人口減少の大きな要因になっている若者の流出に歯止めをかけるためには、若者のニーズに沿った働き口を確保することが必要である。特に、女性の流出が著しい奥州においては、女性が働きやすい環境を整えることが必要である。」という評価をしています。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「地元就職率の向上こそが、少子化対策にも繋がる。奥州市の魅力発信や雇用環境の改善により定住化が期待される。」というご意見を頂きました。これに対する回答としては、「高校生や大学生・一般の地元就職促進に向けて、市内企業とのマッチングイベント等開催のほか、UIターンに係る相談窓口設置・情報誌発行や、雇用環境改善等に係るセミナー・各種助成情報提供等を実施しております。」という回答をさせていただきます。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「地元就職率の向上に向けた取組を行うこと。」とまとめさせていただきます。以上でございます。

(瀬川巖会長)

ありがとうございました。ご意見ございましたら頂戴したいと思います。特になければ、大綱Vに移らせていただきたいと思います。

(政策企画課長)

それでは5ページになります。大綱V「豊かな自然と共生する快適で安全なまちづくり ～生活環境の充実～」でございます。ここには5つの施策がございます。

①として「豊かで良好な自然環境・生活環境の保全」、市の総合的評価は「環境に対する住民意識が高まりつつあり、引き続き、市民団体との協働により、環境学習、環境保全に努める必要がある。また、悪臭公害対策に努め、快適な生活空間を維持していく必要がある。」という評価をしています。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「目標設定の項目がこれでいいのかわからない。」というご意見を頂きました。行政評価の達成度指標のことと判断しました。これに対する回答としては、「今年度「第2次環境基本計画」の策定を進めており指標の設定項目について検討してまいります。」という回答をさせていただきます。

ます。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「指標の設定について検討すること。」と案をまとめさせていただいております。

②として「環境にやさしい潤いのある循環型社会の形成」、市の総合的評価は「ゴミの増加、リサイクル率の伸び悩みなど、ゴミ問題に対する市民の意識は、まだまだ低いため、一人一人の意識を高め、3Rを強力に推進していく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「リサイクル活動は定着していると思っていたが、結果として率の向上は達成できていないので驚いている。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「スーパー等での回収箇所、回収品目の増加により、スーパー等へ持ち込む人が増えているためと分析しております。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「リサイクル活動の徹底について、さらに取組を行うこと。」と案をまとめさせていただいております。

③として「安全・安心な市民生活の実現」、市の総合的評価は「市民が悲惨な事故や悪質な犯罪に巻き込まれないよう、引き続き、地域ぐるみの交通指導や防犯活動を実施するとともに、被害者に対する支援に努めていく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に「よくやっていると思われる。」というようなご感想を頂きました。頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「引き続き、地域ぐるみの交通指導や防犯活動に力を注ぐこと。」と案をまとめさせていただいております。

④として「災害に強いまちづくりの推進」、市の総合的評価は「地域の防災力向上のためには、地域との協働が必要不可欠である。地域の自主的な防災活動、防災訓練等を支援するとともに、消防団員の確保や自主防災組織の強化を図り、いかなる災害にも迅速かつ的確に対応できる、強固な体制を構築する必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に「奥州市はもともと災害の少ない地域と理解している。火災の発生は今後とも注意喚起が大切である。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「自然災害はいつ発生するか予測がつきません。そのため、日ごろからの防災活動や訓練が必要となります。特に、大規模災害時には地域の防災力が重要になりますので、自主防災組織の強化に務めます。また、御指摘のとおり火災発生原因のほとんどは人的なものであり、今後も消防署、消防団及び婦人消防協力会等と連携して防火思想の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進してまいります。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「火災予防に対する注意喚起を行うこと。」と案をまとめさせていただいております。

⑤として「利便性の高い公共交通の確保」、市の総合的評価は「地域の高齢化が進む中で、公共交通機関の役割は今後、益々重要となると予想されるが、現在、市営バス等の利用者数が少ないため、路線や本数が減少され、さらに、利用率が下がるという悪循環を招いている。真に必要なものに対して、必要な程度、足を提供するためには、地域住民を交えた抜本的な見直しが必要である。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「高齢者が増加する中で公共交通には期待していないと思われる。むしろ特区でもって、住民同士が送迎する仕組みをつくる。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「移動手段がない住民に対して必要なサービスが提供できるよう様々な方策を検討してまいります。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「市民の交通、移動手段について検討すること。」と案をまとめさせていただいております。以上でございます。

(瀬川巖会長)

ありがとうございました。このことについてご質問・ご提言ございましたら頂戴したいと思います。特になければ、大綱VIに移らせていただきたいと思います。

(政策企画課長)

それでは6ページになります。大綱VI「安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～」。ここには4つの施策がございます。

①として「豊かな住環境の実現」、市の総合的評価は「安全な住環境を推進するためには、耐震基準を下回る建物の所有者等には、しっかり周知し、耐震化を推進する必要がある。水道、下水道環境の整備については、着実に進んでおり、今後も計画的に実施する必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「漏水には抜本的対策を講じて飛躍的に有収率を改善すること」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「平成17年度の市町村合併時から老朽管更新事業に着手し、増大する老朽管を計画的に更新し、有収率の向上を図っています。さらに、平成24年度からは、漏水が多発する高水圧区域において、水圧適正化事業に着手し、漏水を防止し有収率の向上を図っています。」という回答をさせていただいております。また「空き家対策が望まれる。特に老朽化した建物を見ると奥州市のイメージダウンとなる。徹底した指導と増税を。」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「今年度予定している「空家等対策計画」の策定の中で対策を検討してまいります。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「漏水を防止し、有収率の向上を図ること。空き家対策について、策を講じること。」とまとめさせていただいております。

②として「道路環境の充実」、市の総合的評価は「道路環境については、真に必要な道路から計画的に整備していく必要がある。特に、歩道については、危険防止の観点からも、危険性が高い個所については、優先的に整備を進める必要がある。現道舗装、安全施設等の維持管理についても、危険度、利用度が高いものから順次、改修を進める必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「管理、除雪に関する指標として「苦情の割合」としているが、「改善要望」ではないのか。さらに指標は絶対値とすべきと考える」というようなご意見を頂きました。これに対する回答としては、「ご意見のとおり苦情も要望として受け止めるべきかと思えます。また、その内容にも様々なものがあることから、絶対値とすることに加えて要望案件のとらえ方を含めた評価指標の設定について、次期総合計画の策定に合わせて見直したいと思えます。」という回答をさせていただいております。また「考え方の違いもあるかも知れないが、良としている。ただ歩道の整備や道路の修理は大切である。」というようなご意見を頂いております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「指標の設定について、検討すること。計画的な道路、歩道の整備に努めること。」とまとめさせていただいております。

③として「快適な生活環境の充実」、市の総合的評価は「公園の整備については、一定程度成果が出ていると認められるが、公園管理という点においては、市民、事業者等と協働して景観の保全に努めていく必要がある。」という評価をしております。この部分について頂いた意見としては「良い」というようなご意見を頂きました。総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「公園や河川、水路の維持管理に努めること。」とまとめさせていただいております。

④として「地域特性を生かしたまちづくり」、市の総合的評価は「魅力ある都市づくりを進めるためには、地域特性を活かしながらも、均整のとれた奥州市らしいまちづくりが必要であり、今後、新しい都市像を検討していく必要がある。」という評価をしております。この部分について事前に委員の皆様から頂いた意見としては「区画整理が地域特性なのか疑問である。奥州市の良さをPRすることがもっと大切では。」というようなご意見を頂きました。指標の設定のことと思いました。これに対する回答としては、「「地域特性を活かしたまちづくり」の具体的な施策である「適正な土地利用の推進」を図るために、現在、都市計画道路の見直しと用途地域の見直し作業を進めています。この「適正な土地利用の推進」の成果指標として、良好な住環境を確保するために区画整理事業で整備した4地区の居住人口の割合を設定したものです。」という回答をさせていただいております。これと頂いた意見を基に、総合計画審議会の意見の案を作るとすれば「指標の設定について、検討すること。」とまとめさせていただいております。

最後に全体的な評価として「総合評価は大変良く評価されている。問題点を抽出してはいるが、今後どう対応していくかが見えない。地方創生、少子化対策が急務と思われる…すべてに繋がってはいますが！！」というようなご意見を頂戴しております。これに対しては、「施策評価で抽出した問題や、審議会での意見や市民意

見等も参考としながら、次期総合計画を策定してまいります。」という回答でございます。以上です。

(瀬川巖会長)

大綱VIの安全で心地よい生活空間のまちづくり、その大綱の4つの施策について説明あったわけですが、ご意見があれば頂戴したいと思います。

(岩崎正雄委員)

①の「豊かな住環境の実現」の、「漏水には抜本的対策を講じて飛躍的に有収率を改善すること」という意見で私に知識がないから教えてほしいのですが、有収率というのは本来100になるものが、74ということなんでしょうか。

(水道部長)

本来供給している水全部が料金として各家庭に回れば100パーセント、ということです。

(岩崎正雄委員)

そうしますと、74しか回収できていないというのは異常値中の異常値と考えないといけないことではないかと思いますが。本来100になるべきものが。今人口が減って、全国的に水道の需要が大変なことになっている。たぶん昔からのいきさつで、ここに書いているとおりに老朽化とか何かで後回しになったものが、今ツケが全部来ているんだと思いますけど、いかにも100となるべきものが74で、その割に取り組みが緩いというか、多分莫大なお金がかかるというのが後ろに隠れているんだとは、もちろん分かって言うのですが、これはちょっと急がないと、という気がします、取組状況はいかがでしょうか。

(水道部長)

県の有収率平均が80%ということで、この地域特性と申しますか、アップダウンがあって、管が古いということがまず一つ、そしてアップダウンが多くて圧が下のところに行ってかかって、破裂しているということが、非常に多いということが判ってまいりました。本当は抜本的な対策ということで、一度にそのような工事ができればいいのですが、なかなか水道料金との兼ね合いもございまして、一気ににはできないこともございまして、料金と工事の兼ね合いを見て、当面目指しているところは80%ですが、毎年1%ずつ上げていくように努力しているところでございます。

(岩崎正雄委員)

とすると、われわれが生きているうちにはとても、ということが現実だということですか。

(瀬川巖会長)

岩崎さんの問題提起について、こういうご回答をいただいたことで、一応ご了承いただけますでしょうか。

(岩崎正雄委員)

仕方ないですね。

(瀬川巖会長)

その他ございませんでしょうか。

(渡部千春委員)

②の「道路環境の充実」についてです。私は奥州市国際交流協会に所属しておりまして、いつも外国人から質問されることがありますが、この歩道であるとか車道であるとかの区別が、外国人はなかなか判断つかないということで、側溝の上は歩道なのかとよく聞かれますが、ところが側溝には蓋がなかったりする場所がたくさんありまして、今年の冬も雪が積もっている側溝のところ、歩道と思って足を入れてしまっ、足は大丈夫だったんですけど、歯を折ってしまっ、大変顔も怪我をしまっ、大変な目に遭っている方が実際におられます。この側溝の蓋というのは修繕の対象になっているのか伺いたいと思います。

(都市整備部長)

側溝の蓋も当然安全点検の結果、不備があれば手直しをしながら使っていただいているところでございますけれども、危険個所につきましては、道路点検などを日常的に行いながらそういった要望があった都度、こち

らの方で出向いて現地を確認させていただいて、必要な手立てを講じているところでございます。そのような事故が起こらないように、これからも市でも定期的に点検を更に手厚くしてまいりたいと思いますけれども、市民の皆様におかれましても、そういった危険箇所がございましたら、お声をいただきまして、安全・安心な道路環境の整備に努めてまいりたいと思います。

(渡部千春委員)

ありがとうございます。この話を、落ちてしまった人に話しても、落ちたところだけ修繕すればいいのか、という話になると思いますが、全体的に側溝というのは蓋をしなくても大丈夫なものなのでしょうか。

(総務企画部長)

側溝の蓋について、全体的に蓋をかけなければならないかということですが、その蓋をかける箇所につきましては、道路とみなした部分の外側にあるか、道路とみなした内側にあるか、それによって蓋をかけるかかけないか、の判断をしております。ですから、人や自転車が通る箇所については側溝がその部分にあれば、蓋はかけなければなりません。そして、落ちて怪我なされたというところは、たぶん人が歩いていて、落ちてしまったという箇所であれば、本来そこは蓋をかけなければいけない、ただ事業費等の関係でとりあえず側溝を入れて、あとは順次蓋をかけていくということもあります。部分的に蓋がかかっているところと、蓋がかかっていないところが混在しているのが一番危険な状況ですので、蓋をかけるときは順番にやっていくとか、そういった必要があると思います。また、先ほどの歩道と車道の原則、どこが歩道でどこが車道かということですが、道路構造令ですと、縁石、25cmくらいのコンクリートで盛り上がったものが連続的にあって、その車道側でない端のほうを歩道と呼んでおります。ですから、人は通っているけれども、そういう縁石のないところは、歩道ではなく、着色して歩行スペースとして歩行者と車両を分けるように努力はしておりますが、道路によって歩行する方が少ない箇所、通学路にあまり使われない箇所については、線だけで区別しているところもあります。

(渡部千春委員)

ありがとうございます。それでは外国人向けのガイドブックを多言語で、奥州市国際交流協会は作っておりますので、その点を考慮して、よく外国人のみなさんは「外国人トラップ」と呼んでおりますので、これからガイドブックにその説明を付け加えさせていただきたいと思います。

(瀬川巖会長)

その他ございませんでしょうか。特になければ、大綱のVIまで終了したわけでございますが、改めて全てをご確認いただいた、と。現状の総合的な評価、それからみなさんから頂戴したいろいろなご意見、それに対する回答、それを踏まえて当審議会の意見として右の欄にあるような意見を取りまとめた、ということです。この意見に沿って当局で、次年度以降の政策に、そして総合計画の策定についての重要な事項として、ご検討いただくということになると思われま。この協議事項の(1)の施策評価に関しては、終わらせていただきたいと思。い。ま。す。

(2) 次期総合計画に対する提言について

(瀬川巖会長)

協議事項の(2)の次期総合計画に対する提言について、この趣旨内容についてご説明をいただいたうえで、皆様からのご提言を頂戴したいと思います。

(政策企画課長)

ご審議ありがとうございました。基本的には先ほどいただいた審議会意見を、次期総合計画の参考意見として活用させていただくものでございます。

今回の協議(2)につきましては、このほかに、全体的な部分でご提言があればお受けしたいというものです。ただし、出していただくご提言については、審議会意見ということではなく、審議会委員さんの個人の意見として、全てを次期計画に反映させるものではございませんが、次期計画の審議会で協議する際の参考意見

として紹介させていただきたいと思っております。さらに、本日お集まりいただいている委員さんは、5月21日をもって任期満了となります。ご多忙のところ本日含め、ご意見を頂戴し誠にありがとうございます。今年度が総合計画期間の最終年度となっており、今年度中に新たな総合計画を策定する予定となっております。今後、新しい委員さんにおいて新たな総合計画を審議いただくわけですが、今後次の審議会の構成に向けて取り組みを進めてまいります。この総合計画審議会の構成においては、議会や地域協議会からも、40人という構成は多すぎるのではないかという意見をいただいております。一人3分お話いただいても2時間かかるということですので、私どもとしても人数を絞ったほうがいいのではないか、できれば20人程度でもいいのではないかという考えもごございます。このことについても皆様からご意見をいただければと思います。

(瀬川巖会長)

このように趣旨説明ありました。ご意見、ご提言ありましたらよろしく申し上げます。発言する方は手短にお願いいたします。

(岩崎正雄委員)

審議会の任期が切れますので、審議会のあり方について私の提案をしたいと思えます。一つ目、今、委員の数を言われましたが、そのとおり減らすべきと思っていました。委員の人数は目茶目茶多いと思っておりますので、うんと少なく、半分以下にされるよう提案しようと思っておりました。二つ目、問題は、審議会で何を審議するのか、というのがはっきりしていないこと。あるテーマに沿って少人数で深く掘り下げるといような取組をされれば、市の幹部の方も特定の部署の方のみ出て、今回の3分の1とか4分の1で済むわけです。合理化というか、無駄な時間の拘束をなくして、かつ開催回数を、事前に伺っているとおり年4回やる。実際は年に1回で、考え方によっては、この審議会を軽んじているという見方をされかねない。三つ目、前の審議会でも言いましたが、今日の数値は平成26年度の数値を話しているわけで、今は平成28年度。こんな間の抜けた数週間前の週刊誌の議論をするようなことはナンセンス。平成28年3月31日に閉めた数値を5月～7月に議論するならば、そのようなスピードで物事が進むように取り組んでもらえればなお良い。

(瀬川巖会長)

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

(齋藤隆治委員)

本来であれば平成27年度に少なくとも1回は開催されるべき話だと思います。開会のあいさつで、止むを得なかったということだったが、なぜできなかったのか。まして40人が多いから20人という話が出てくる。この重要な審議会が1年間開かれなかったことの問題をきちっとしたうえで、人数のことが出てくる話ではないか。会議の持ち方は、委員の責任もあるが、運営の仕方についてもお互い反省すべき点があると思う。人数だけではない、ちょっと筋違いだと思う。本来は今日、次期計画のスケジュール表も出てくるものと思っていた。昨年度中に出ると思っていたが。既に次期計画の実質作業に入っているべき時期だが、そういう段階を置いて人数どうのという話にはならないと思う。タタキ台の資料もないまま、提言うんぬんではない。そのうえで進め方について委員に意見をもらうべき。13万市としているいろんな団体等から広く意見を聞くべきとして設定されているのですから。

(瀬川巖会長)

ありがとうございます。委員のご提言ということで、回答は求めませんので、貴重なご意見として頂戴しておきたいと思えます。ほかには。

(渡邊幸貫委員)

市はですね、このなかには民間委譲していかなければいかんという問題もありますよね、これから行政というのはなかなかすべてに予算が回りませんから。そうすると、こういうことにはいろんな団体が入ってね、物事の動きを把握させるほうが行政としてはベターだと私は思いますね。それを少ない人数で時間短くして一人当たり15分しゃべったからこうだったなんて、それで短くしましょうだなんて、そういう提案はないですよ。

進め方としてね、行政はこれからどういう風に進むんだろうと、思って考えていかないといけませんよ。わたくしは教育の問題も話しました。それは通学距離だってね、文部科学省は今度長くするって言っているでしょ、通学の範囲も。ですから、お宅のほうで複式学級や適正規模校の検討を行うって言ってるんだから、それに則って、小原さんのような意見も当然出てきますよ、反対意見として出てくると思いますよ。今はこういう方向だから検討するんです、というお答えをいただけるならいいですよ。ですから、そういうお答えを各々聞きながら、この審議会で、行政は、奥州市はこうなるんだなと、思いながらいかなきゃならんと思うんですね。たとえば地域包括ケアなんか、全く誰も黙っているけども、一番大きな問題だと思えますよ。それで奥州市なんかまだ遅れているんですよね、政府がやれって言ってるんですから。そういう政府の動きを奥州市はどう受け止めて私たちの団体はどう生きていくのかなと、思いながらここに座っていると思いますよ。その辺を、15分とか短いとかね、時間に終わらせようとか、それはまずいですよ。審議会に意見がありましたって、審議会の人、ほんに聞いてないじゃないですか。お願いします。何とかその辺は再考してください。齋藤さんの意見に賛成です。

(瀬川巖会長)

ありがとうございます。返事を頂戴したほういいですか。ご意見としてだけとりあえず承ればいいですか。

(渡邊幸貫委員)

隣の席の人にもしゃべらせてください。

(市長)

齋藤委員のおっしゃられた分については全くそのとおりだと思います。稚拙な対応をしてしまっただけでご心配やらご迷惑やら、ご不快をおかけしました。担当のほうでは、より密度の濃い会議をするためにという思いのほう先走って、そのような話をしたということでもありますけど、この会議は広くみなさんの意見を伺いつつ、最大公約数的に集約したものを結論として進めていくということが大切だと思います。ですから、Aというみなさんの声だけを聴いて、ということにはならないということになります。計画を立案するにおいてもタタキ台を作り、そこにおいて広く意見を求めるということが、何よりも大切なことだろうと思っているところです。

いずれ今年度中に総合計画を策定し、遅くとも来年3月議会においてご承認いただくという段取りで進めていくということでございます。いまそのタタキ台を作っているところですが、それに合わせて財政計画、そして公共施設の長寿命化計画というふうなもの、いくつかの計画の整合性をとりながら体制を整えていくということになりますので、いくつかのラインを走って計画を立案させるということでございます。できるだけその状況が広く多くの市民の皆さんにご理解をいただき、さまざまな角度からのご意見を頂戴できるように心がけていくということで、意図をもってこうありたいということではなく、ご意見を頂戴していくというふうに考えております。説明に不足する部分があったということであれば、その部分は決してそうではなかったということをおたくしから申し上げ、さまざまな視点からのご意見を頂戴できればと思っているところです。

(瀬川巖会長)

ありがとうございます。もしよければただいまの市長さんの総括でこの協議(2)を終えたいと思いますがいかがでしょうか。特にご異存がなければ、繰り返しになりますが、市長さんの総括でこの協議のまとめをしたいと思えます。多少消化不良のところがあるかもしれませんが、ありがとうございます。

5 <その他>

(総務企画部長)

会長、議事進行ありがとうございます。5のその他について、事務局からは以上ですが、皆様からなにかございませんでしょうか。

(廣野雅喜委員)

前回の審議会の時に、検討項目が多すぎるので分科会でやって、それをまとめあげて審議会したらいいので

はないかという意見がたぶん出されているはずですけど、その辺については。たとえば今回も7百項目だから検討する時間ないよ、という文書をあらかじめ配布されているんですよね。だからその辺をたとえば項目ごとに分科会にしちゃってやったら、という意見が前回出ていたんですけど、その辺検討されたのかと。

(市長)

前回分科会審議の素案を提案申し上げたのは、私どものほうです。できればきめ細かな部分を6つの分科会に分けてご審議いただけないかと、というようなご提案をしたところ、過半数以上の委員さんから、いや総括的な審議をすべきであって、それはこの審議会には馴染まない、というご決定を受けております。そのように私どもは確認させていただきました。分科会の手法をとりながら、平成27年度は何回かにわたってやりたいと思っていたわけですけど、そうではなく、市のほうで項目をまとめさせていただき、このような形をとらせていただいた、ということでございます。その分については、その審議会の意見の大多数をもって進められたことですので、ご理解をいただきたいと思います。

(廣野雅喜委員)

たぶん私の勘違いか聞き違いだと思います。ただ希望ですけど、やはり分けないと項目数が多すぎる。で、2時間で、なんて言われると、やはり協働にならないんですよね。一方的に説明いただいて、聞いて感想を述べる程度にしか行かない。できれば、本当に審議委員になるのであれば、やはり分科会に分けていただいて、分科会できっちり議論して、それを全体の会にかけるように私は今回希望いたします。あとは事務局にお任せします。

(齋藤隆治委員)

今の話は事務事業評価の話ですね。事務事業評価について、施策評価も関連ありますけど、その進め方については分科会でなく、と前回なりました。ただ、総合計画の進め方は別ですが。

(市長)

評価の分はおっしゃるとおりです。その分を整理していかないと、人数云々ということ私は思っていないですけど、全体を見る、それから評価をどういうふうな客観性を持って評価をしていくか、いくつかのポイントがありますので、できるだけこれまでの反省にも立って、なおかつ皆様方のご意見を勘案しながら、より効率的な内容の濃いものにしたいという思いを持っています。

(齋藤隆治委員)

本当は今日、進め方のタタキ台が出ると、もっと具体的なイメージが出たと思いますが。結局、分科会方式にするか、全体方式にするか、一概に、廣野委員の言った通り、のものもあるし、全体にやらないと時間的なこともあるし、全部を一回にやっちゃうのか、それとも重要課題の部分をピックアップしてそこを重点的にやるとか、進め方の話し合いがちょっとこの場では、整理しておかないと今日は無理じゃないのかなと。

(岩崎正雄委員)

そもそも年1回で片づけようとするのが論外なんですよ。私はもう継続して選ばれないから何とも言えないんですけど、1回で40人集まって、会の名前は審議会なんですけど、何かを審議してください、審議っていうのは何か方針のようなものを決める時に「こういうふうにも考えてるんですけど」、「こういうふうにも考えてるんですけど」、…審議会としてはどっちの案のほうの方がよろしいですか、とか、あるいは付帯意見は何かありますか、とか、そういうのが審議会だと思うんです。こういうディティールの何とか評価が、よろしいですかどうですか、というのは、過去の週刊誌のような話を、やる場として市長は設けているのではないと。諮問していただきたいというようなことを書いてあるわけですから。そうすると、反対意見もありましたけど、人数絞って深く掘り下げるようなことにするのか、大勢でやるのならば最低でも、年4回程度って言ってるのですから、4回は開こうと、そのうちの1、2、3、回はディスカッションして、4回目にまとめをするような配分をあらかじめ、計画書がもう出るとか、普通の会議の進め方だとそういうものだと思うんです。非常に違和感だらけの会合でしたね。今まで行革にも出ましたし自治基本条例の会議にも出ましたけど、それらと比べてこの会合が

一番、申し訳ないけども頻度も少なく、議論にまったくなくなってないという感じがしました。私が一番主張しているのは、市の幹部が大勢出ないと開けない会議はだめだと思うんです、忙しいんだから。それならあるテーマを絞れば、市の方も部長、課長、担当と来て掘り下げたディスカッションになるわけですよ。こういう形だと、当たり障りのない答えで、まあ会長さんも場を締めなければいけませんから、結局判ったような、わからないような。ということは旧態依然としたことがずーっと続いているという。私それに非常に不満なんです。ですから、絞らないとあかんと思っている。市の方も数人で済むようにしてあげたら、回数は増えても出席される方は出てくる回数少なく済むんですよ。みんな幹部が出なければいけない、というような会議はもう馴染まないと思いますけどね。

(副市長)

いろいろこちらのご説明で、不快な思いをされたという部分につきましてはお詫び申し上げたいと思います。ただいまいろいろご意見をいただきました点について、次期の計画については次期の審議会にお諮りをしながら、今いろいろなご意見をいただいて、それぞれの方式には長所・短所あると思いますので、その部分もご相談しながら、次期の審議会においては審議事項の話であるとか、審議の方式を含めて、もう少し今回皆様から頂いたご意見を踏まえ、緊密にご相談をしながら進めていきたいと思っております。それから、昨年度1回も審議会が開かれなかったことにつきましては、事業評価を含めた全体の資料の取りまとめに、かなり時間を要してしまったということで、これについてはお詫びをするほかございませんけども、これにつきましても次期の計画策定後の評価におきましては、今回の教訓を踏まえてしっかりと対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(総務企画部長)

他にご意見、ご提言はございますでしょうか。それでは、以上をもちまして平成28年度第1回総合計画審議会を閉じたいと思います。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

-午後4時00分 閉会-